

【国民健康保険】高額医療・高額介護合算制度 自己負担限度額表

【国民健康保険】高額医療・高額介護合算制度の自己負担限度額表です。

◎平成20年度分の申請受付は平成21年8月からとなり、支給開始は平成21年10月以降の予定です。

※ 低所得Ⅱとは・・・同一世帯の世帯主及び国保被保険者全員が住民税非課税である人

※ 低所得Ⅰとは・・・同一世帯の世帯主及び国保被保険者全員が住民税非課税で、世帯員の各所得が必要経費・控除を差し引いたときに0円となる人（年金の所得は控除額を80万円として計算）

高額医療・高額介護合算制度 自己負担限度額（年額（※））

※対象期間は毎年8月から翌年7月までです。

		70～74歳	70歳未満
現役並み所得者所得者（上位所得者）		67万円	126万円
一般		56万円	67万円
低所得者 （住民税非課税世帯）	Ⅱ	31万円	34万円
	Ⅰ	19万円	

平成20年度分については、平成20年4月1日～平成21年7月31日の16ヶ月間にかかった医療費・介護保険サービス費で計算します。この場合、自己負担限度額は下記の表（通常の16/12の額）となります。

※ただし、平成20年8月1日～平成21年7月31日の12ヶ月間にかかった医療費・介護保険サービス費を上表の限度額にあてはめて計算した場合、16ヶ月間で計算した場合の支給額よりも多くなる場合は、支給額が多くなるほうを優先します。

		70～74 歳	70 歳未満
現役並み所得者所得者 (上位 所得者)		89 万円	168 万円
一般		75 万円	89 万円
低所得者 (住民税非課税世帯)	Ⅱ	41 万円	45 万円
	Ⅰ	25 万円	